

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、塗装補助業務の派遣社員として就労していた。請求人は、同月〇日の就業後、請求人の車が停めてある事業場の敷地内にある駐車場に向かって歩いていたところ、段差につまづき転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）。
- 2 請求人は、翌〇日、C医院に受診し、D医院を紹介され、同日のうちに同医院を受診し「右膝蓋骨骨折」と診断され、同月〇日にはE病院に受診し、「右膝蓋骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) F医師は、平成〇年〇月〇日付けの診断書において、請求人の膝の関節可動域は、健側（左）130°に対し、患側（右）125°であるとし、若干の制限を認めているものの、同年〇月〇日に実施された監督署の職員による調査においては、請求人は、障害部位について「動かすことができる」、「曲げ伸ばしすることはゆっくりならできると述べており、職員も目測により患側・健側とも同様に可動したことを確認している。

ところが、同年〇月〇日に実施した審査官の調査においては、請求人は自動運動は不可であると訴え、他動の試みに対しても痛みを強く訴え、結局、屈曲の測定はできなかつたとされている。

当審査会としては、F医師の測定結果及び同年〇月〇日実施の監督署職員による調査の状況からみて、請求人の右膝関節の可動域角度が健側との比較において、少なくとも3/4以下に制限されているとは認め難く、請求人の右膝関節に機能障害は認められないものと判断する。

(2) 右膝関節の神経障害について、F医師は上記診断書において、「右膝が重労働にて疼痛が出現するという」との請求人の自訴を記載しており、また、請求人は、同年〇月〇日の聴取書において、要旨「重い物を持った時に右膝に痛みを感じ、何もしていない時には右膝に痛みはない」と述べている。この点、G医

師の同年〇月〇日付けの意見書には、「請求人は、歩行時に右膝蓋骨骨折手術創周辺の疼痛を訴え、右大腿、下腿周径の左右差の理由を疼痛が原因の筋萎縮であるとして、障害の程度は、『局部に神経症状を残すもの』に該当するものである」と記載している。

- (3) 以上のとおり、請求人の右膝関節には機能障害は認められず、同部位に一定の神経症状が残存するものであると認めることが相当であり、当審査会としても、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級に該当するものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。